

東京大学大学院農学生命科学研究科

One Earth Guardians育成プログラム 特任助教（リサーチ・アドミニストレーター、URA） 公募

1	職名及び人数	特任助教（特定有期）① 特任助教（特定有期）②	1 1名
2	採用予定日	令和6年4月1日	
3	任期	令和7年3月31日まで 予算の状況、業務の必要性及び勤務成績の評価に基づき令和9年3月31日までに限度として更新する場合があります	
4	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス	
5	所属	大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians育成機構	
6	業務内容	1) One Earth Guardians育成プログラムの教育研究に係る業務（当プログラムについて詳しくは： https://www.one-earth-g.a.u-tokyo.ac.jp/ ） 2) その他、One Earth Guardians育成プログラムにおけるアクティブラーニング教育等の企画・実施や、関係企業・団体等との各種調整等に係る業務 3) （特任助教②について）1), 2)に加えて、特にOne Earth Guardians育成プログラムとムーンショット研究「自然資本主義社会モデルを基盤とする次世代型食料供給産業の創出」との連携創出の観点からの各種業務（情報発信、研究機関や企業等との連携に向けた調整業務など）	
7	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）	
8	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等	
9	給与□	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め、 月額 350,000円以上（経験及び能力による）	
10	諸手当	通勤手当（支給要件を満たした場合）	
11	社会保険等	文科科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）	
12	応募資格□	1) 優れた業績を有し、学部および大学院学生の教育や研究指導を行えること□ 2) 博士号取得者（採用日までに取得見込み含む）、または、同等の研究経験を有すること 3) 学生や企業等を含む多様な立場や職種の方と円滑なコミュニケーションがとれ、連携をはかれること 4) 業務の目的に向けて意欲や使命感を持ってURA業務にあたり、自律的かつ協動的に行動できること 5) 上記のプログラムを担当できること□	
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 研究、教育及び社会貢献等に係る業績一覧（様式自由） 3) これまでの活動概要と関連業務の経験（指定様式*） 4) One Earth Guardians育成プログラムにおける協働とURAの果たす役割について（指定様式*） * 3), 4)については、指定様式を以下のURLからダウンロードし作成すること。 https://davam01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/Tiorgd9JleEe2r9JxNcj8Pe5Soo4BxGkvkgtQFCk25H 5) 自己の経歴等について評価できる2名の氏名、職名および連絡先	
14	応募締切	令和5年12月3日（日）必着	
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians育成機構 担当：中西 TEL: 070-3270-3200 E-mail: amomo[at]mail.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） <応募書類の提出方法> 上記「13 提出書類」の1)～5)について、この順に一つのPDFファイルにまとめてパスワードを付けて保存し、下記の<アップロード先URL>にアップロードしてください。パスワードは、本項上記のE-mail宛に、「提出書類パスワード」という件名でご連絡ください。 https://davam01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/liYogemJ7XEqbQ9AX6wcTwTrBsG8iOz9RKJrXrJshHl	
16	特記事項	1) 試用期間あり（採用日から14日間）	
17	募集者名称	国立大学法人東京大学	
18	その他	応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。	